

(7)特別職等の報酬などの状況について(平成29年4月1日現在)

役職名	給料・報酬月額	期末手当・勤勉手当支給割合		
市長	780,000円	6月期 12月期 合計	期末手当	勤勉手当
副市長	624,000円		1.225月分	0.850月分
教育長	546,000円		1.375月分	0.850月分
上下水道事業管理者	350,000円		2.600月分	1.700月分
病院事業管理者	546,000円			
議長	400,000円	6月期	1.550月分	—
副議長	340,000円	12月期	1.700月分	—
議員	300,000円	合計	3.250月分	—

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況について(平成29年4月1日現在)

週の勤務時間	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分
1日の勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時00分～13時00分
週休日	土、日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)

備考 病院事業医局を除きます。(以下この公表において同じ)
また、職場、職種によっては、勤務時間の開始時刻、終了時刻、休憩時間、週休日等が上記と異なります。

(2)年次有給休暇の取得状況について(平成28年1月1日～12月31日)

平均使用日数	11.5日
--------	-------

備考 市長部局に勤務する職員で左記4(1)の条件で勤務が割り振られている一般職職員の平均値です。対象期間の途中採用者並びに退職者、及び対象期間中に育児休業、休職、派遣等の期間がある者、技能労務職、再任用職員を除きます。

5 職員の休業の状況

育児休業(無給休職)		介護休暇(無給休職)	
男性	女性	男性	女性
0人	4人	0人	0人

備考 平成28年度中に新たに取得した職員数です。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1)分限の状況について(平成28年度)

降給	降任	休職	免職	合計
—	—	1件	—	1件

備考 分限処分は、職員が病気などの一定の事由によって、職責を十分に果たすことができない場合等に行う処分です。

(2)懲戒処分の状況について(平成28年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
1件	1件	—	—	2件

備考 懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道徳責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分です。

7 職員のサービスの状況

(1)争議行為の状況について(平成28年度)
該当なし

(2)営利企業等の従事許可の状況(平成28年度)

申請件数	許可件数	承認した主な事項
10件	10件	統計調査の調査員など

8 職員の退職管理の状況

職員は、離職後2年間、営利企業等の地位に就こうとする場合、もしくはついた場合には、任命権者に一定の事項を届け出るものとしています。

平成28年度に退職した課長級以上(主幹を除く)の職員の営利企業等への再就職の状況は、次のとおりです。

退職時の職	営利企業等就職者(届出者)
課長	0人
部次長	0人
部長	0人

9 職員の研修の状況状況について(平成28年度、主な記載)

研修の区分		内容	講座数	修了者
独自研修	新規採用職員研修	市職員として必要な基礎的知識の習得	1	20人
	法制執務研修	法制執務に関する基礎知識の習得	1	79人
	あいさポーター研修	多様な障害の特性や必要な配慮などを学ぶ	1	34人
	セクハラ・パワハラ研修①	管理職職員向け研修	1	43人
	セクハラ・パワハラ研修②	対策関係職員向け研修	1	9人
	メンタルヘルス研修	心の健康の保持増進等	1	37人
	派遣研修	一般研修	階層別研修(山口県ひとづくり財団)	9
特別研修		能力の向上(山口県ひとづくり財団)	21	38人
その他(自治大学校)		行政運営能力の向上など	1	1人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害等の状況について(平成28年度)

公務災害		通勤災害	
認定状況		認定状況	
公務上	公務外	該当	非該当
3件	1件	0件	0件

備考 平成28年度中に決定を受けたものです。

(2)職員福利厚生事業について(平成28年度)

内容
職員のリフレッシュ休暇助成（勤続20年、30年）、人間ドック利用経費の一部助成、職員の親睦に係るレクリエーション大会の開催及び助成

11 その他

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況について(平成28年度) 該当なし

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況について(平成28年度) 該当なし

問い合わせ先 総務課 [☎0837(52)1111]



障害福祉だより② ~住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるように~

●障害福祉サービスの紹介

障害のある人が日常生活や社会生活で支援を必要とする場合に利用できるサービスです。

こんなとき

主な福祉サービス

身の回りのことや外出するお手伝いをしてほしい

⇒ 居宅介護(ホームヘルプ)、移動支援事業

昼間、施設へ通って過ごしたい

⇒ 生活介護、日中一時支援

施設へ通って身の回りのことをする訓練や働くための訓練をしたい

⇒ 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B)

自宅で介護する人が病気の場合などにお泊りできる場所がほしい

⇒ 短期入所(ショートステイ)

日常生活の手伝いを受けながら施設やグループホームで生活したい

⇒ 施設入所支援、共同生活援助

お子さんの良いところを伸ばすため施設に通わせたい

⇒ 放課後等デイサービス(就学児)
児童発達支援(未就学児)

車いすや補聴器、ストーマ用装具などを買うときに助成してほしい

⇒ 補装具費の支給、日常生活用具の給付

※障害の種類や程度によって、使えるサービスが異なります。

※介護保険の認定を受ける人は、介護保険によるサービスが原則優先となります。

●サービスが必要な場合は申請の手続きをします。また、障害支援区分認定や相談支援事業所による計画案の作成が必要な場合があります。

【市内の相談支援事業所】

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
総合相談支援センターみね	美祢市於福町上4017-1	0837(56)1839	0837(56)1814
美祢相談支援センターあきよし	美祢市秋芳町秋吉5313	0837(63)0499	0837(62)0080

問い合わせ先 地域福祉課 [☎0837(52)5227] [☎0837(52)1490]